

現場代理人、主任・監理技術者、経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者の兼務可・不可早見表

掲載 凡例：○＝兼務可 ×＝兼務不可		配置技術者の専任を要しない工事 請負金額が4000万円(建築一式工事は8000万円)未満の工事				配置技術者の専任を要する工事 請負金額が4000万円(建築一式工事は8000万円)以上の工事				
		現場代理人	主任・監理 技術者	営業所の専任 技術者	経營業務の 管理責任者	現場代理人	主任・監理 技術者	営業所の専任 技術者	経營業務の 管理責任者	
		同一 工事	現場代理人	○	×	×	○	×	×	×
主任・監理技術者	×		×(注1)	×(注2)	×	×	×	×		
営業所の専任技術者	×		×(注1)	×	×	×	×	×		
経營業務の管理責任者	×		×(注2)	×	×	×	×	×		
別途 工事	しない 工事 技術者専任を要	現場代理人	×(注3)	×(注3)	×	×	×	×	×	
		主任技術者	×(注3)	○	×(注1)	×(注2)	×	×(注4)	×	×
		監理技術者		×			×(注5)	×	×	
	する 工事 技術者専任を要	現場代理人	×	×	×	×	×	×	×	×
		主任技術者	×	×(注4)	×	×	×	×(注4)	×	×
		監理技術者		×	×(注5)	×	×	×(注5)	×	×

注1： 営業所の専任技術者が兼務できるのは、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にある場合、本市においては平塚市内に本店を有する事業者に関し、営業所専任技術者1人につき、1工事まで兼務可能とします。

注2： 経營業務の管理責任者が兼務できるのは、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接（目安は2km以内で徒歩30分以内の範囲）し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にある場合です。

注3： 条件により兼務することが可能です。（別紙「工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領」参照）

注4： 密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます。適用にあたっては、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断します。

【例】工事現場の相互の間隔が約10kmで、資材の一括調達や同一の下請け業者での施工などで、相互に工程調整を要する場合など。

注5： 当該監理技術者が行うべき職務を補佐する者を現場に専任でおくことで、特例監理技術者として兼務が可能となります。